

平成29年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成30年1月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所3階 大会議室

開 会 平成30年1月25日(木) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信 猪子 勝三 堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、田中 あさ美、日下部 鍊

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第21号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

議案第22号 農地法5条の規定による許可申請 1件

(2) 報告案件

報告第24号 農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4件

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 10件

会 長 委員の皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。
寒さも厳しい折、インフルエンザも蔓延しております。
委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分注意してください。
では、改めまして只今から、平成29年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。
本日の出席議員は14名で定足数に達していることをご報告いたします。
また、農地利用最適化推進委員は3名全員出席しております。
次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は7番
日下部錠一委員と8番岩田房喜委員にお願いしたいと思います。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声を確認の上)
ありがとうございます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第21号】

・農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

【議案第22号】

・農地法第5条第1項の規定による許可申請……………1件

(2) 報告案件について

【報告第24号】

・農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告

【報告第25号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出……………4件

【報告第26号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出……………10件

それでは、【議案第21号】農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 この議案を提出するのは、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、農地法第52条の規定に基づき平成29年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表するためです。

平成29年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法に

より賃借権設定された農地がありませんでしたので、過去の賃借料情報を提供いたします。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結していただくものです。

会長 何かご質問、ご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第22号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題といたします。

15番から事務局に説明を求めます。

事務局 1ページ目、議案22号、番号13をご覧ください。

申請地は、阿原九丁田___番、登記、現況ともに田で面積__m²、阿原九丁田___番、登記、現況ともに田で面積__m²の2筆合計__m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。資材置場及び駐車場増設のための農地転用です。

現在、申請者は名古屋市西区十方町___番地に本社を置き、___を営んでおります。

顧客からの受注増と依頼される製品のサイズも大きくなったことで現在の資材置場だけではスペースが不足し、それに伴い運送会社のトラック等の出入りも増加しており、それらの解消のために近隣の土地を探していたところ、今回の申請地を紹介いただき、本申請にいたしました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速道路6号清須線清須出口より概ね90mの区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1) エー(ア)ーaー(b)インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、八木一広委員ですが。

八 木 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第24号】農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 昨年の11月14日に行いました農地パトロールにて行った利用状況調査の結果に基づいて、利用意向調査を行い、その結果をとりまとめましたので報告します。対象の筆数を単位として取りまとめており、調査を行った124筆のうち5割ほどから回答があり、そのうち半数ほどが自ら耕作するとの回答でした。その他の回答としては、耕作はしないものの維持管理は行っていくという回答が多数ありました。

また、調査票を送った後、所在の誤認が確認されたものが1件ありました。

個別の状況の一覧を机上にて配布していますので、議案の表と併せて参考にしてください。なお、一覧は個人情報が含まれているため、第三者に内容を伝えないなど取扱いに注意して下さい。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続いて、【報告第25号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号38、寺野美鈴____で登記、現況共に田です。

浅 井 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号39、西田中白山____で登記、現況共に田です。

中 野 委 員 問題ありません。

事務局 番号 40、助七東山中____で登記田、現況宅地です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 番号 41、寺野池端____で登記田、現況雑種地です。

浅井委員 こちらも問題ありません。

事務局 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第 26 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 111、西市場三丁目____で登記、現況共に畑です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 112、西堀江油ノ池____で登記田、現況雑種地です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 番号 113、西堀江立割____で登記畑、現況宅地です。

堀田委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 114、朝日五条____で登記畑、現況宅地です。

猪子委員 問題ありません。

事務局 番号 115、上条二丁目____で登記、現況共に田です。

石塚委員 問題ありません。

事務局 番号 116、西枇杷島町北二ツ杵____で登記田、現況畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号 117、西田中松本____で登記、現況共に田です。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号 118 西枇杷島町押花____で登記、現況共に畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号 119、寺野花園____で登記、現況共に畑です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 番号 120、須ヶ口上外町____で登記、現況共に畑、須ヶ口上外町____で登記田、現況畑です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

石塚委員 農地パトロールの結果を見ましたが、この結果を踏まえ農業委員として何かやることはないのか。

事務局 ご自身の地域の遊休農地を随時見ていただき、何かありましたら事務局に連絡していただけるとありがたいです。

会長 それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 次回の開催について確認します。

平成 30 年 2 月 23 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所本庁舎 3 階第 3 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で、平成 29 年第 10 回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後 2 時 55 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「____番地」、農地の地番は「____番」との表記で省略して記載しています。